

受 診 者	ふりがな	生年月日		受給者番号（新規を除く）			
	氏名	平・令 年 月 日					
	住所	〒					
	電話番号	※日中に連絡できる番号を記入してください。					
	医療保険	保 険 者 名		被保険者証の 記 号・番 号			
	病 名						

種 別	受給者番号	受給者氏名
☐ 小児慢性 ☐ 指定難病		
☐ 小児慢性 ☐ 指定難病		

左記には、医療意見書に記載された診断年月日等、医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日を記入。

提出した医療意見書の情報が、別紙「小児慢性特定疾病の医療費助成の申請における医療意見書情報の研究等への利用に関する説明」とおり、①厚生労働省データベースに登録されること、②研究機関等の第三者に提供され、小児慢性特定疾病に関する創薬の研究開発等に利用されることに ☐同意します ☐同意しません。 ※チェックがない場合は同意したものとみなします。

- ・申請内容が、保健所の保健指導（集団保健指導を含む）、市町が作成する災害対策基本法に規定する避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の基礎資料として使用されること。
- ・災害時、個人情報の慎重な取扱いが必要な受診者及び世帯員（DV 被害者等）の氏名、住所及び生年月日は、安否不明者の情報として公表しないようにするため、県、県警及び市町で使用されること。
- ・私又は世帯員（以下「世帯員ら」。）の医療保険上の所得区分を、広島県が世帯員らの加入する医療保険者から報告を求めること。
- ・世帯員らの個人番号から、世帯員らの課税状況及び収入を調査し、自己負担上限額を決定すること。
- ・指定医の医療意見書に関して、確認すべき事項があった場合、直接、当該指定医へ照会すること。

※申請者氏名は、被保険者（被用者保険・国保組合）又は保護者になります。

〒 ー 送付先の宛名 (続柄)
送付先の電話

本 庁	☐ 新規 ☐ 疾病追加・疾病変更	生・低Ⅰ・低Ⅱ・－Ⅰ・－Ⅱ・上	自己負担上限額 円	区分
	認定期間 . . ～ . .	人工・重症・高長・按分・血液		

支給認定基準世帯員（受診者の医療保険を確認のうえ、記入してください。）

市町国保の方

住民票上の世帯で、受診者と同じ医療保険に加入する 16 歳以上の方全員

国保組合の方

住民票が異なる場合も含めて、受診者と同じ医療保険に加入する 16 歳以上の方全員

上記以外の方

住民票が異なる場合も含めて、被保険者（医療保険の加入者）

*受診者の記入は不要です。

*住所は、申請月が 1～6 月の場合は前年の 1 月 1 日、7～12 月の場合は今年の 1 月 1 日の住所を記入してください。

*支給認定基準世帯員の方は、マイナンバーを確認することができる書類を提出してください。

支給認定基準世帯員			受診者との続柄	市町村民税	備 考
申請者	氏 名			☐ 生活保護	☐ 被保険者
	生年月日	昭・平・令 年 月 日		☐ 非課税	☐
	住 所	都道府県 市区町村		☐ 課税	
1	氏 名			☐ 生活保護	
	生年月日	昭・平・令 年 月 日		☐ 非課税	
	住 所	都道府県 市区町村		☐ 課税	
2	氏 名			☐ 生活保護	
	生年月日	昭・平・令 年 月 日		☐ 非課税	
	住 所	都道府県 市区町村		☐ 課税	
3	氏 名			☐ 生活保護	
	生年月日	昭・平・令 年 月 日		☐ 非課税	
	住 所	都道府県 市区町村		☐ 課税	
4	氏 名			☐ 生活保護	
	生年月日	昭・平・令 年 月 日		☐ 非課税	
	住 所	都道府県 市区町村		☐ 課税	
5	氏 名			☐ 生活保護	
	生年月日	昭・平・令 年 月 日		☐ 非課税	
	住 所	都道府県 市区町村		☐ 課税	

収入に関する申立て（市町村民税が非課税の世帯の方は、次のいずれかにチェック☑してください。）

☐ 申請者（受診者が 18 歳以上の場合は本人）の年間収入額は、80 万円を超えるため、低所得Ⅱ（自己負担上限額 2,500 円）に該当します。（下欄は記入不要）

☐ 申請者（受診者が 18 歳以上の場合は本人）の年間収入額は、80 万円以下のため、低所得Ⅰ（自己負担上限額 1,250 円）に該当します。

↓ 年間収入額は、下欄①～③合計額のとおりです。（下欄に記入及び関係書類を添付）

収 入 の 種 類	年間収入額
①市町村民税非課税証明書の合計所得金額	円
②公的年金収入額	円
③その他収入（該当収入に○を付け、年金証書や給付通知書など、受領額の分かる書類のコピーを添付） ☐ 受給なし 特別障害者手当 特別児童扶養手当 障害基礎年金 障害共済年金 遺族厚生年金 経過的福祉手当 特別障害給付金 障害児福祉手当 障害厚生年金 遺族基礎年金 遺族共済年金 障害補償給付	円
①～③の合計額	円

* 年間収入額は、「①合計所得金額」「②公的年金収入額」「③その他収入」を合計した額です。

* 上記にチェックがない場合や個人番号を利用して年収額が 80 万円を超えることが確認できた場合は、低所得Ⅱ（自己負担上限額 2,500 円）と認定します。